

議案第 1 号

東村山市組織条例の一部を改正する条例

上記の議案を東村山市議会に提出する。

平成 28 年 2 月 22 日提出

提出者 東村山市長 渡 部 尚

東村山市組織条例の一部を改正する条例

東村山市組織条例（昭和 61 年東村山市条例第 23 号）の一部を別紙のとおり改正することに議決を得たい。

説明 組織運営の見直しに伴い、本案を提出するものであります。

東村山市組織条例の一部を改正する条例

東村山市組織条例（昭和61年東村山市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条経営政策部の項中第6号を第7号とし、第1号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 秘書に関すること。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

東村山市組織条例の一部を改正する条例

新 旧 対 照 表

凡例 _____改正箇所

新 条 例

(分掌事務)

第2条 部の分掌事務は、次のとおりとする。

経営政策部

(1) 秘書に関すること。

(2)～(7) (略)

総務部～まちづくり部 (略)

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

旧 条 例

(分掌事務)

第2条 (同左)

経営政策部

(1)～(6) (略)

総務部～まちづくり部 (略)